

## ○ 委員長報告

6月定例会本会議で報告された建設委員長報告は、以下のとおりです。

令和3年6月定例会

### 建設委員長報告

報告いたします。

当委員会に付託されました議案の審査結果は、お手元に配付されております委員会審査報告書のとおりでありまして、いずれも原案のとおり可決決定されました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

まず第1点は、災害防除事業についてであります。

このことについて一部の委員から、本事業の具体的な内容と対策の見通しはどうかとただしたのであります。

これに対し理事者から、本事業では道路防災点検において、対策が必要とされた道路の法面对策を行うほか、老朽化等により不具合が発生している道路附属物の更新を行うこととしている。具体的には、法面对策が12箇所、道路附属物の更新が1箇所、計13箇所の防災対策に取り組む予定である。

今後は、法面对策については引き続き、緊急輸送道路を対象に重点的に取り組み、平成20年度までに実施した道路防災点検の要対策箇所について、令和4年度の完了を目指すとともに、西日本豪雨災害後の再点検で新たに対策が必要となった76箇所についても、早期の完了を図っていきたい。

また、道路附属物の更新については、毎年の保守点検に基づき、適切な施設管理に努めている旨の答弁がありました。

第2点は、総合運動公園施設整備事業についてであります。

このことについて一部の委員から、公園施設については、予防保全と事後保全のどちらの考え方にに基づき維持管理しているのかとただしたのであります。

これに対し理事者から、県が管理している公園施設は、道路など他の公共施設と同様、5年に1度のサイクルで点検を行い、限られた予算の中で施設の損傷度合いや重要度により優先順位をつけて、予防保全の考え方にに基づき維持管理を行っている。

また、長寿命化計画を策定して取り組んでおり、早めに補修を行うことで施設の長寿命化に繋がり結果的にライフサイクルコストが安価になるメリットがある。競技場などの大規模施設についても、予防保全の考え方で補修しながら長く使っていきたい。

なお、ベンチ等小規模で耐用年数の短い施設は、壊れたら補修するという事

後保全施設と位置付けて対応している旨の答弁がありました。

第3点は、砂防激甚災害対策特別緊急事業等についてであります。

このことについて一部の委員から、西日本豪雨で特に被害の大きかった宇和島市吉田地区における砂防堰堤の整備状況はどうか。また、砂防堰堤の土砂管理の状況はどうかとただしたのであります。

これに対し理事者から、令和2年度末時点で28溪流のうち12溪流で工事に着手しており、残る工事未着手の16溪流については、地図混乱の解消を図るため、県・市・法務局等で構成する用地取得検討プロジェクトチームで集中的に地図訂正作業を行い、昨年度に完了したところである。今後、用地買収が完了したところから工事に着手することとしており、令和5年度の完了を目指している。

また、砂防堰堤の土砂管理については、堆積状況を含む施設の状況を把握するため、パトロール等で定期的に確認し、土砂等が異常に堆積するなど緊急性を有する場合は撤去を行っている旨の答弁がありました。

このほか、

- ・松山駅周辺の街路事業の進捗状況
- ・松山外環状道路空港線の整備状況
- ・路面陥没対策の取組み

などについても、論議があったことを付言いたします。

以上で報告を終わります。